

## 屋外広告物設置事業者募集要項

京都市上下水道局（以下「当局」という。）が所有する土地（元北部配水管理課用地の一部。以下「本物件」という。）に野立て看板広告を設置する事業者を募集します。

### 目 次

第1	公募の概要について	2
第2	応募資格，掲載基準，事業内容等について	3
第3	応募の申込みについて	6
第4	事業者の決定について	8
第5	その他	9
別紙		10

令和2年1月

京都市上下水道局

# 第1 公募の概要について

## 1 本物件の概要

### (1) 所在地

京都市右京区山ノ内五反田町15（位置図のとおり、詳細は別紙参照）

※ 葛野大路御池交差点の南東側に位置し、葛野大路通に面しています。

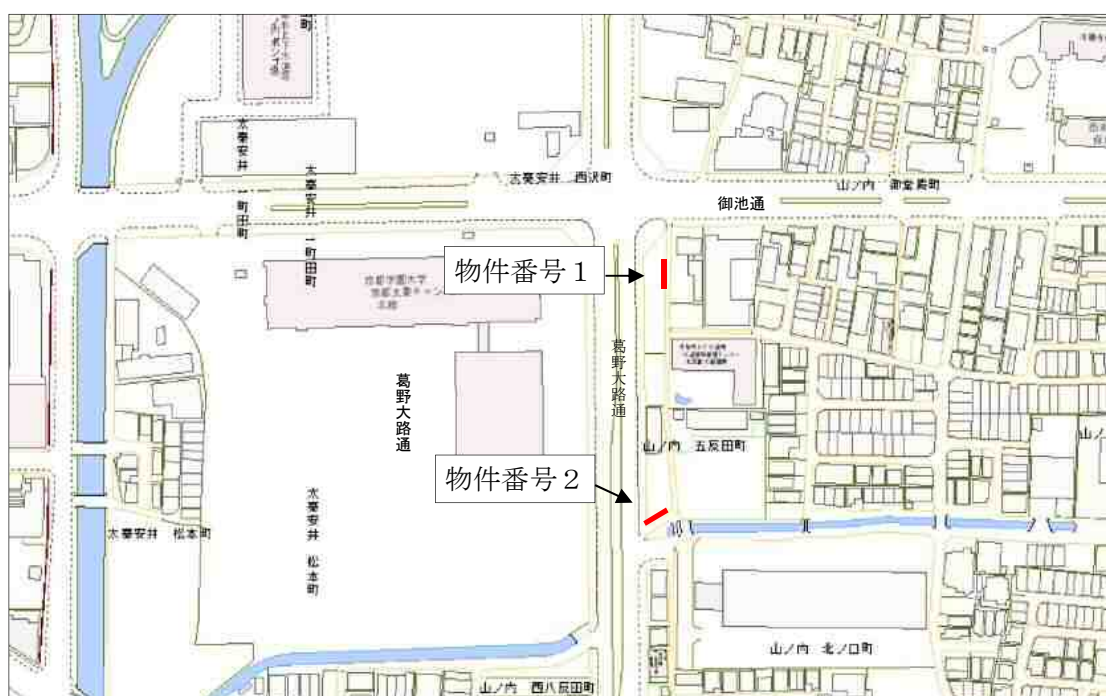
### (2) 使用用途

駐車場・駐輪場（当局太秦庁舎への来庁事業者、業務委託業者、職員用）

### (3) 備考

野立て看板を設置する際は、施工前に当局との調整が必要となります。

(位置図)



※ 赤線箇所野立て看板広告を設置していただきます。

## 2 利用形態

行政財産の目的外使用許可

## 3 事業対象期間

野立て看板設置工事着工日を起算日として6年間とします。使用許可期間内において、広告内容の変更をしていただいで差し支えありません。

なお、目的外使用許可の許可期間は3年ごととし、本事業対象期間中に目的外使用許可の更新を行います。

#### 4 最低使用料

最低使用料は、次のとおりです。最低使用料を下回る金額での応募は受け付けませんので、御注意ください。

使用料については、野立て看板設置工事着工日を起算日として、応募申込書により提案された使用料を、毎年度、当局にお支払いいただきます。

起算日以降、事業者の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、使用料をお支払いいただきます。また、事業期間である6年間を経過する前に途中解約はできません。

最低使用料	年額288,000円（非課税）
-------	-----------------

#### 5 引渡形態

アスファルト舗装での引渡しとする予定です。

なお、本物件の返還時には、原状回復を行っていただきます。

### 第2 応募資格、掲載基準、事業内容等について

#### 1 応募資格

応募できる事業者は、京都市上下水道局広告事業実施要綱等の関係規程を満たす法人とし、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する事業者は、応募できません。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2箇年を経過しない法人又は該当公示の日の前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした法人
- (2) 会社更生法の適用を申請した法人で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない法人
- (3) 民事再生法の適用を申請した法人で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない法人
- (4) 法人税、消費税が未納となっている法人
- (5) 京都市の法人市民税、固定資産税が未納となっている法人
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料が未納となっている法人
- (7) 次のア～ウのいずれかに該当し、京都市暴力団排除条例（平成24年京都市条例第45号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる法人
  - ア 応募しようとする法人の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき
  - イ 応募しようとする法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 競争入札に参加しようとする法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき

- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営む法人
- (9) 公序良俗に反する法人
- (10) 本物件を自ら使用しない法人（フランチャイズ等実質的に第三者による活用と認められる用途での応募はできません。）
- (11) その他本物件の活用にふさわしくないと認められる法人

## 2 掲載基準

広告掲載に当たっては、関係規程等を必ず順守してください。

- ・ 京都市上下水道局広告事業実施要綱
- ・ 京都市上下水道局広告掲載基準

※ 浄水器やミネラルウォーター等の上下水道事業と競合又はその可能性がある広告及び水道・下水道事業関連事業者の広告は掲載できません。

## 3 事業内容等

物件番号1（用地北側）及び物件番号2（用地南側）の合計2基を設置していただきます。

### (1) 基本条件

ア 事業者には、当局から行政財産の目的外使用許可を受けたうえで、自らの出資により野立て看板2基を設置し、次の管理運営等を行っていただきます。

- (ア) 野立て看板の設置及び維持管理
- (イ) 広告物の作成及び掲載
- (ウ) 管理運営上、発生するトラブルへの対応

イ 野立て看板の規格については、原則、以下のとおりとします。ただし、調整が必要な場合、別途協議します。

形状： 他本支柱型 野立て看板 片面

大きさ： 幅270cm×高さ145cm（1基当たり）

ウ 野立て看板の設置、広告物の作成・掲載及び事業期間中の維持修繕に係る一切の経費について、当局は負担しません。

エ 広告主からの広告料金は事業者の収入とします。

オ 広告内容については、当局による事前承認を得ていただく必要がありますので、決定後速やかに御連絡ください。

カ 広告の内容等に関する責任は事業者が負うものとし、万が一、紛争等があった場合には事業者の責任及び負担において解決してください。

キ 野立て看板は、周囲の景観と調和のとれたものとし、設置前に、予め材質、色彩、広告の色あいなどの見本を提示し、当局と調整を図ったうえで、設置作業を行ってください。

また、本市都市計画局広告景観づくり推進室と協議調整のうえ、必要な手続きを実施してください。なお、広告内容を変更する場合も、同様の手続きを行ってください。

※ 景観保全規制 : 町並み修景地区

屋外広告物規制 : 第6種地域

眺望景観 : 遠景デザイン保全区域

ク 工事の着手前には、設置の内容、工事方法、工程等を当局に連絡し、承認を受けてください。また、必要に応じて地元及び警察などの関係機関との調整を行ってください。

(2) 使用上の制限

ア 転貸の禁止

本物件の転貸は、禁止します。

イ 権利譲渡の禁止

事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。

(3) 事業者の責務

ア 事業に伴う責務

事業者は、本物件を使用して行う事業に係る一切の責任を負うものとします。

イ 許認可等の取得

本物件の活用に関して許認可等を必要とする場合は、事業者の責任において許認可等を取得してください。また、取得した許認可証の写しを当局に提出してください。

ウ 事業実態の報告

本物件の使用開始後、当局が必要と認めた場合には、事業実態（年度ごとの売上げ等）の報告を求めることがあります。

エ 損害賠償責任

事業者は、事業実施に当たり、当局又は第三者に損害を与えたときは、全て自らの責任でその損害を賠償するものとします。

(4) 使用許可の取消し

ア 上下水道事業等の優先

本物件が上下水道事業その他公用又は公共の用に供するために必要となった場合は、事業者への使用許可を取り消します。

イ その他の事由による許可の取消し

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消すことがあります。

(ア) 使用料を3箇月以上滞納したとき。

(イ) 周辺の秩序を乱す行為があったとき。

(ウ) (2)に掲げる制限に違反したとき。

(エ) (3)に掲げる責務を果たさないとき。

(5) 許可終了時の条件

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当したときは、事業者の責任と費用負担により本物件を原状回復するものとします。

なお、原状回復の程度については、当局が指示する場合があります。

(ア) 事業期間が満了したとき。

(イ) 事業者の都合等により事業を廃止したとき。

(ウ) 行政財産の目的外使用許可が更新されなかったとき又は取り消されたとき。

### 3 公募スケジュール

公募のスケジュールは次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

内容	日程
募集要項配布	令和2年 1月17日(金)
質問の受付	令和2年 1月17日(金) から 令和2年 1月31日(金) 午後5時まで
質問に対する回答	令和2年 2月7日(金)
応募申込書の受付	令和2年 2月10日(月) から 令和2年 2月17日(月) 午後5時まで
事業者決定・通知	令和2年 2月28日(金)頃
広告掲載契約の締結	令和2年 3月予定
行政財産使用許可の手続	広告内容確定後
行政財産使用許可の開始	野立て看板設置工事着工日から

### 4 質問の受付及び回答

#### (1) 受付期間

令和2年1月17日(金) から令和2年1月31日(金) 午後5時まで

#### (2) 受付方法

質問は、電子メールにより受け付けます。特に様式はありませんので、法人名、担当者名及び連絡先(電話番号)を必ず記載のうえ、次のメールアドレスに質問内容を送付してください(様式不問)。

なお、電子メール以外での質問には、原則として応じられません。

(メールアドレス) [s.koukoku@suido.city.kyoto.lg.jp](mailto:s.koukoku@suido.city.kyoto.lg.jp)

#### (2) 回答方法

令和2年2月7日(金)に当局ホームページにおいて回答を公開します。

(個別に回答は行いません。)

## 第3 応募の申込みについて

### 1 応募書類の受付

持参のみの受付とします。事前に御連絡のうえ、次の受付場所までお越してください。

#### (1) 受付期間

令和2年2月10日(月) から令和2年2月17日(月) まで(土日祝を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

〒601-8004

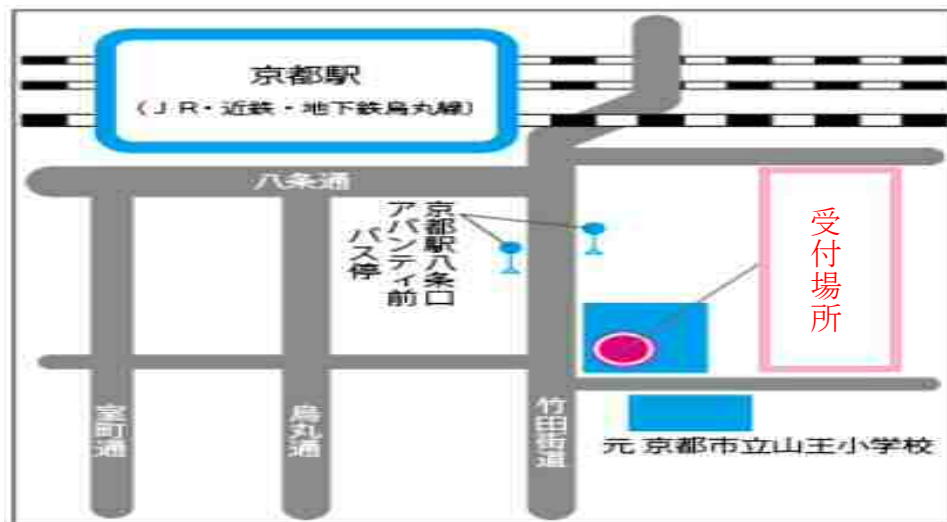
京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局経営戦略室資産活用担当（京都市上下水道局本庁舎2階）

電話 075-672-7710

担当者 平井，梅垣

(周辺概略図)



## 2 応募書類

書類の大きさは、全てA4又はA3としてください。

- (1) 誓約書（様式1）
- (2) 応募申込書（様式2）
- (3) 野立て看板設置提案書
- (4) 会社概要（経歴，資本金，従業員数，事業内容等が分かるもの）
- (5) 履歴事項全部証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 決算書（直近3年分）
- (8) 納税証明書
  - ア 国税等（法人税と消費税）

納税証明書（「その3の3」又は「その3」）
  - イ 京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近2年分）
    - (7) 法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合
    - (4) 固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る）を所有する場合
- (9) 京都市水道料金・下水道使用料納付証明書
  - ※ 京都市内に事業所等が所在する場合のみ提出してください。
  - ※ 令和元年12月17日以降に発行のものを提出してください。
- (10) 京都市暴力団排除条例施行規則第4条に規定する誓約書
- (11) 委任状（様式3。代理人による応募の場合に限る。）

### 3 応募申込書の記入方法

2(2)の応募申込書(様式2)については、次の項目について記載及び作成し、提出してください。

#### (1) 使用料

応募申込書(様式2)に提案する使用料の年額を記載してください。

なお、使用料の支払は年1回とし、初年度については行政財産の目的外使用許可の手続完了後、速やかに納付していただきます。2年目以降、毎年4月に納付していただきます。

#### (2) 本物件の活用内容等

野立て看板の規格、広告候補、維持管理の手法等を記載した野立て看板設置提案書(体裁は自由とします。)を作成し、提出してください。

### 4 その他

(1) 応募書類は、返却しません。

(2) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募書類について、追加資料の提出又は内容説明を求める場合があります。

## 第4 事業者の決定について

### 1 事業者の決定

(1) 募集要項及び使用許可書案に記載する条件を満たす応募者の中で、応募申込書記載の使用料の年額が最も高額であった事業者に決定します。なお、応募価格が同額である申込みが複数あった場合、当局で抽選を行います。

募集要項及び使用許可書案に記載する条件を満たす者がいない場合、事業者の決定を行いません。

(2) 申込みがなかった場合、令和2年2月18日(火)午前9時から、最低使用料により先着順で受付します。また、先着順での受付を打ち切り、募集要項を変更したうえで再度募集することがあります。

(3) 事業者の決定は、令和2年2月28日(金)頃の予定です。

### 2 事業者決定の通知及び公表

事業者の決定後、速やかに各応募者にその結果を郵送します(令和2年2月末頃を予定)。また、当局ホームページにおいて、決定された事業者名を公表します。

### 3 契約書の締結

決定された事業者は、当局と野立て看板広告掲載契約書を締結していただきます。

### 4 事業者決定の取消し

事業者として決定した者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当該決定を取り消します。

(1) 広告掲載契約締結後、3箇月を経過しても広告内容が決定せず、また、その見込みも



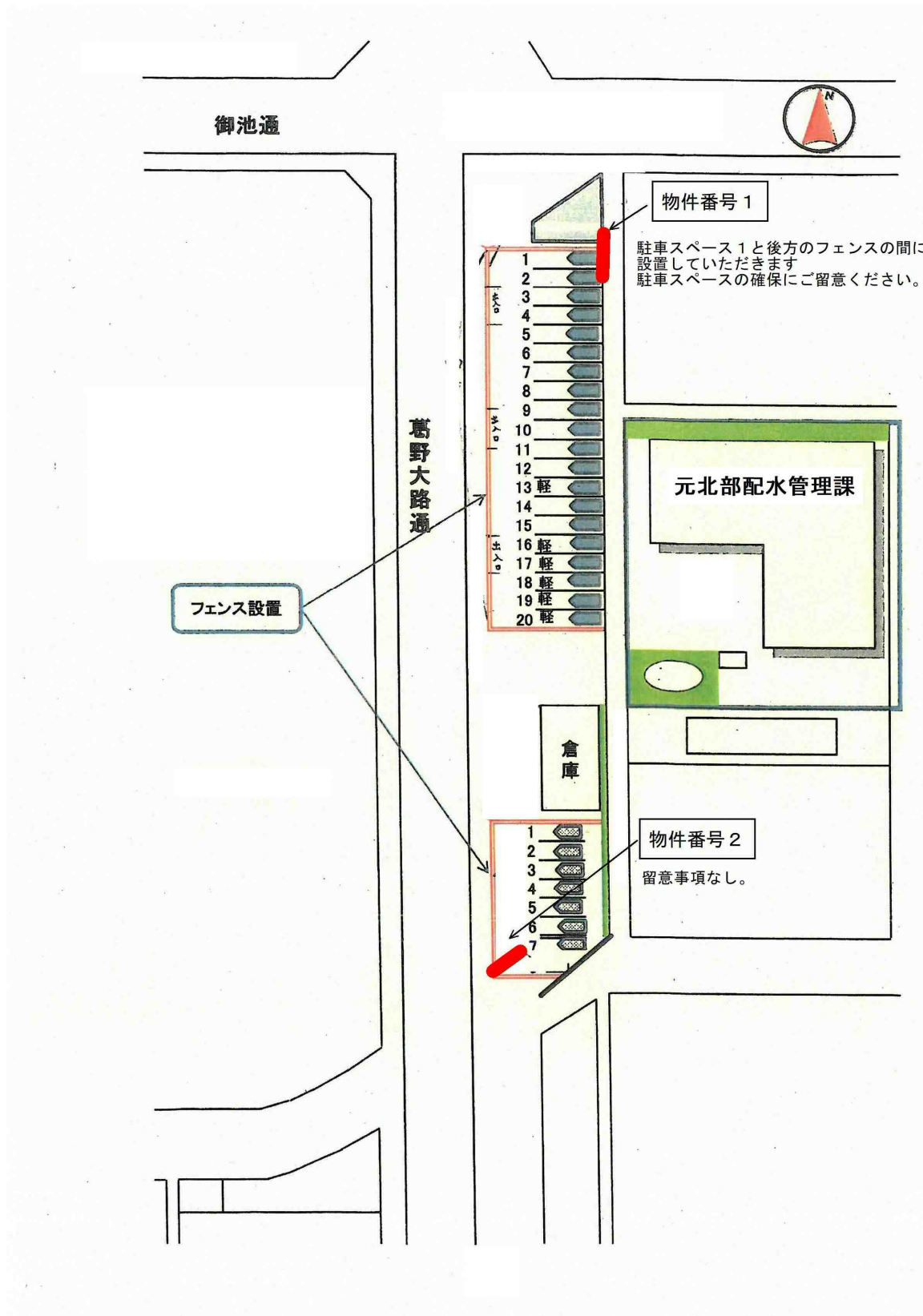
ないとき。

- (2) 事業者が、正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じないとき。
- (3) 事業者が、資金状況の変化等により野立て看板の設置ができないとみなされるとき。
- (4) 事業者が、著しく社会的信用を損なう行為などを行ったとき。

## 第5 その他

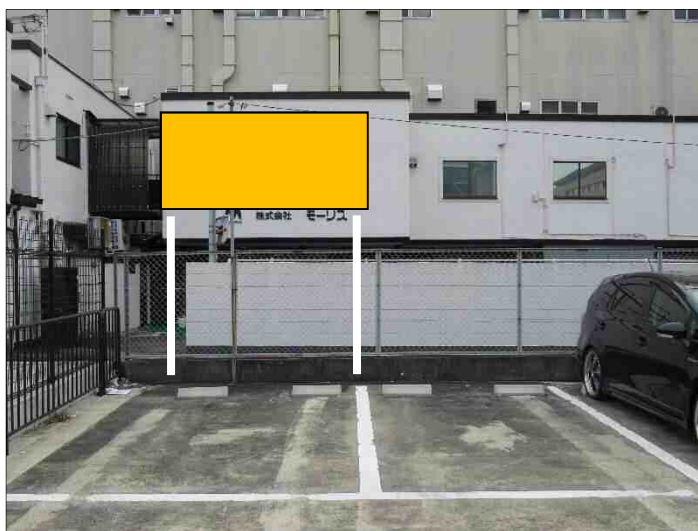
- 1 この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- 2 応募内容や審査に関する問合せはご遠慮ください。
- 3 事業者決定の取消し等があった場合は、次点以下の者と協議します。
- 4 本件に応募し事業者に決定された場合であっても、関係機関の許認可等が得られない場合は、使用許可ができない場合があります。

○ 詳細図



○ 設置イメージ

物件番号 1



物件番号 2

